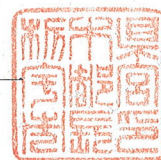


宇都宮市告示第 419 号

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定に基づき申請のあった、認可地縁団体の所有不動産の登記移転等について、地方自治法施行規則第 22 条の 3 に定める事項を公告する。

令和 6 年 1 2 月 2 6 日

宇都宮市長 佐藤 栄



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

- (1) 名 称 清住自治会
- (2) 区 域 別紙のとおり
- (3) 主たる事務所 宇都宮市清住 1 丁目 10 番 13 号

2 申請不動産に関する事項

(1) 建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
該当なし		

(2) 土地

地 目	面 積	所 在 地
① 土地 A 宅地	97.09 m ²	宇都宮市清住 1 丁目 2788 番
② 土地 B 宅地	344.62 m ²	宇都宮市清住 1 丁目 2805 番

(3) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

① 土地 A

氏名及び住所	高橋 定平	宇都宮市清住町 32 番地
	高橋 源藏	宇都宮市清住町 83 番地
	糸川 長次郎	宇都宮市清住町 2744 番地
	藤井 石松	宇都宮市清住町 91 番地
	南場 平太郎	宇都宮市清住町 93 番地

② 土地 B

氏名及び住所	横田 増吉	宇都宮市清住町 7 番地
	北村 長五郎	宇都宮市清住町 2752 番地
	猪俣 藤吉	宇都宮市清住町 2772 番地
	増渕 敬	宇都宮市清住町 2786 番地
	武田 金五助	宇都宮市清住町 25 番地

3 異議を述べることができる者の範囲

2の申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 異議を述べることができる期間

令和6年12月26日から令和7年3月26日まで

(2) 異議を述べる方法

異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

ア 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

- (ア) 申請不動産の登記事項証明書
- (イ) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し

イ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

- (ア) 申請不動産の登記事項証明書
- (イ) 戸籍謄抄本
- (ウ) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し

ウ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

- (ア) 申請不動産の所有権を有することを疎明するに足りる資料
- (イ) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し

(3) 提出先

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 市民まちづくり部 みんなでまちづくり課

別紙区域

町名	番地
清住1丁目	1番4号, 2番10号, 3番2号から6号, 3番11号, 3番14号, 3番17号, 3番30号から33号, 3番36号から51号, 4番3号, 4番5号, 4番8号, 5番2号, 5番6号から8号, 6番6号から11号, 6番19号, 7番1号, 7番2号, 7番7号, 7番10号, 8番4号, 8番7号, 8番8号, 8番10号, 8番12号, 8番19号, 9番5号から7号, 9番9号, 9番11号, 9番14号, 9番16号, 9番18号, 9番19号, 9番21号, 9番22号, 9番26号, 9番27号, 9番29号, 9番32号, 9番35号, 9番36号, 10番4号から6号, 10番9号, 10番11号から15号
清住2丁目	1番2号, 1番5号, 1番7号, 1番26号, 2番7号, 2番26号, 4番5号, 4番24号, 5番2号, 5番3号, 5番11号, 5番14号, 5番18号, 6番6号, 6番7号, 6番14号から16号, 6番18号
清住3丁目	2番3号, 3番3号, 3番5号, 3番9号, 3番10号, 3番13号から15号, 3番25号, 3番26号, 3番28号, 3番30号, 3番31号, 3番33号, 4番4号, 4番9号, 4番10号, 4番13号から17号, 4番19号, 5番4号, 5番5号, 5番7号, 5番8号, 5番14号, 5番15号, 5番17号, 5番18号, 5番21号, 5番27号, 5番29号から32号, 6番1号, 6番3号, 6番4号, 6番6号から8号, 6番8号1, 6番10号, 6番11号, 6番16号から19号, 6番23号から25号, 7番2号, 7番5号から8号, 7番10号, 7番11号, 7番13号, 7番15号, 7番16号, 7番20号, 8番2号, 8場5号, 8番6号, 8番9号から11号, 8番25号から28号